

公益財団法人 日本ボールルームダンス連盟 殿  
 認定教室の登録及び運営の適正化に関する規定第11条第1項の  
 規定に基づく調査の結果は、次のとおりである。  
 西暦20 年 月 日  
 \_\_\_\_\_ボールルームダンス連盟  
 会長 (印)

**第10条1項【営業場所の条件】**

※該当するものに○印をつけること

(1)	営業場所が近隣の迷惑とならない場所に所在すること。	
(2)	床面積は、おおむね50㎡以上であること。	
(3)	照度は、30ルクス以上であること。	
(4)	騒音は、50デシベル以下であること。	
(5)	営業時間はおおむね午前9時から午後10時までであること。 (ただし、教師の研修、競技者の指導についてはこの限りでない)	
(6)	18歳未満の者の教授は、学校退校後からおおむね午後8時までとする。 (ただし、保護者の同行があるときはこの限りでない)	
(7)	18歳未満の者による教授が制限されていること。	
(8)	勤務環境が不良でないこと。	
(9)	暴力団関係者、酒酔者その他風紀を乱す者の入場が禁止されていること。	
(10)	プロの教師もしくはその補助者の指導のない客同士のダンスが禁止されていること。	
(11)	教室内で飲食の提供をしないこと。	
(12)	教室内に料金表示並びにハラスメントに関する注意事項が張り出されていること。	

**第8条【登録の不受理】**

※該当するものに○印をつけること

(1)	営業者がダンス教室の登録の消除を受けて2年を経過していない。	
(2)	登録を受けようとする教室が、健全なダンスを教授するにふさわしくない。	
(3)	営業者、プロ資格保持者及びその他の従業員に、健全なダンスを教授するにふさわしくない者がいる。	
(4)	健全なダンスの教授に著しく支障がある。	
(5)	本連盟の信用を著しく損なうおそれがあると認められるとき。	
(6)	本連盟を退会した者。	
(7)	専任するプロダンス教師資格保持者がいない。(第9条)	
(8)	営業場所の条件を充たしていない。(第10条)	

<意見>